

国際教育

国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要である。

国際教育とは、国際化した社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育である。

1 国際教育のねらい

教育基本法第2条第5項には、教育の目標の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が示されている。また、学校教育法第21条第3項においても、義務教育の目標として、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が示されている。

各学校においてはこうした目標を踏まえ、次のようなねらいで取組を進めていくことが必要である。

- 1 異文化や異なる文化をもつ人々を理解するだけでなく、理解した上で、それらを受容しながら共生することのできる態度や能力の育成。
- 2 異文化や異なる文化を有する人々に対して敬意を払い、理解し受容するため、自分自身の国やその歴史、伝統・文化を理解・尊重し、その上に立脚した個性をもつ一人の人間としての自己の確立。
- 3 多様な他者の中で、自己を確立し相互理解を深め、共生していくため、自分の考えや意見を自ら発信し、他者の主張を受け止め、議論をまとめあげ、具体的に行動することのできる態度・能力の育成。

2 国際教育推進の視点

各学校で国際教育を進めるに当たっては、特に次のような視点をもって進めることが重要である。

- 1 国際社会を生きる人材として必要な実践的な態度・能力を育成していくため、国際教育の実践力の向上と「学びの広がり・深まり」をもたらす授業づくりを行う。

国際社会に通用する主体性や発信力は、体験的な学習や問題解決的な学習などを通じて育成されていく。そのため、例えば、平和、環境などの地球規模の課題や今日的な課題を学校の教育活動に取り入れ、課題探究型の学習プロセスを大切にし、調べ学習や交流活動等を通じて、広がりや深まりをもった学習を展開していくことが必要となる。

また、国際教育は、教科等の学習でも総合的な学習（探究）の時間でも取り組むことができるが、いずれの場合も、教科等の学習と総合的な学習（探究）の時間の関連を常に意識するなど、学校の教育活動全体の中で取り組むことが大切である。そのことによって、授業に広がりや深まりをもたらすことができる。

- 2 実践事例、手法、幅広い経験や優れた知識を有する人材や組織など国際教育に関わる資源を活用するため、共有の促進や連携のための支援体制の構築を図る。

学校の内外には、日本人学校等への派遣教員や青年海外協力隊に参加した教員、海外からの留学生、JICA（独立行政法人国際協力機構）やNPO（非営利組織）など、国際教育について幅広い経験と知識を有する人材や組織等が多数存在している。これらの人材

や組織等の国際教育資源を最大限に活用するための体制を整備していくことが必要である。また、各学校においては、国際教育に関する学習指導や教材開発について研鑽を積んでいくなど、校内研修を充実させる必要がある。

3 海外子女教育における先駆的な取組を日本の学校教育に生かすという視点をもつ。

海外の日本人学校や補習授業校は、英語教育や国際交流など、日本国内の学校における国際教育の先駆的取組を行ってきている。また、それらの施設は、そこで働く教員やそこで学ぶ児童生徒にとって国際教育実践の場であり、日本国内の学校にとっても国際教育に関わる資源として重要な存在である。海外子女教育における先駆的な取組や在外教育施設で培われた資源を日本国内の教育のために生かしていくことが重要である。

3 学校教育における国際教育充実のための方策

(1) 各教科等の関連を意識した授業づくり

国際教育を学校全体の教育目標に明確に位置付け、各教科等を相互に有機的に結び付けながら取り組むことが重要である。その際、実践経験をもつ学校の外部にある組織や人材等と協働した授業づくりを進めることが大切である。

(2) 外国語教育の充実

外国語教育は、単に言語運用能力の習得だけを目的とするのではなく、異なる文化や言語をもつ人々とのコミュニケーションという主体的な活動を通じて、自分の考えをもち、それを主張する中で合意を形成していくという態度・能力の育成に寄与する。

小学校第3学年及び第4学年における外国語活動は、「言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」ことを目標としている。小学校高学年、中学校及び高等学校においても、外国語の学習を通して、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることを目標としており、外国語によるコミュニケーション能力の育成は、国際社会で活躍する人材を育成する上で重要である。

(3) 直接的な異文化体験の重視

異なる文化・生活・習慣をもつ同年代の若者との交流活動は、異文化を直接体験し、国際理解を深め、国際性を養うという点で大きな意義をもつ。多くの学校で、留学、研修旅行、海外修学旅行や姉妹校提携など、様々な形態での交流活動が行われているが、今後とも、学校段階に応じ、地域の実情に合わせて工夫しながら、バランスのとれた国際交流を進めていく必要がある。

参考：「初等中等教育における国際教育推進検討会報告」

4 帰国・外国人児童生徒とともに進める教育の充実

国際化の進展に伴い、学校では帰国児童生徒や外国人児童生徒などのいわゆる外国につながる児童生徒の受入れが増加している。これらの児童生徒一人一人の実態は、言語的・文化的背景、年齢、就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々であり、受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該児童生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが必要である。

(1) 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況について

文部科学省が2年に1度実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、平成30年5月1日現在、県内で712名の日本語指導を必要とす

る児童生徒が在籍しており、4年前と比べ、216名増加している。平成31年4月には、入国管理法等が改正されており、今後、日本語指導が必要な児童生徒が益々増加することが予想される。

国においては、外国人児童生徒等一人一人に応じた日本語指導等の実施を実現するための「特別の教育課程」の導入（平成26年）※1、国籍にかかわらず教育を受ける機会を確保することを基本理念に盛りこんだ「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の制定（平成28年）などを行うとともに、平成29年に改訂された学習指導要領では、総則において、日本語の習得に困難のある児童生徒への指導が明記されるなど、恒常的な課題として位置付けられている。

※1 「特別の教育課程」とは、外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み学習に取り組めるように、日本語や各教科の指導等について児童生徒一人一人に応じて編成する教育課程のこと。学校教育法施行規則第56条の2参照

（2）学校の受入れ体制の整備

学校は、全ての児童生徒が安心して過ごせる環境を整えることが必要であり、多様な背景を持つ子供たちが日本の学校で学ぶ際の条件を整備することが求められている。外国人児童生徒等の受入れの際には、授業料不徴収、教科書の無償給与など、日本人児童生徒と同様に取り扱うこととされている。

校内の教職員がそれぞれの役割を認識し、共通理解した上で連携して教育に当たることが重要であるとともに、教育委員会、PTA、近隣の学校、地域の国際交流協会、NPO等との協働体制を構築していくことが求められる。

（3）日本語指導の基本的な考え方

外国人児童生徒等に対する日本語指導を行うに当たって、次のことなどに留意して取り組んでいく必要がある。※詳細は、「外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）文部科学省」を参照

- 児童生徒の多角的な把握
- 学校内外の生活場面すべてが学び場であるという認識
- 児童生徒の興味関心や必要性を考慮したスパイラルな指導
- 日本語教室の学習と在籍学級の学習、日々の生活と関連付けた指導 など

（4）これまでの県の取組

本県では、これまで次のような取組を進めてきている。

- ◆ 日本語指導のための加配教員や非常勤講師の措置
- ◆ 日本語指導者養成研修（教職員支援機構）への教員派遣による指導者の養成
- ◆ 各市町教育委員会を対象とする担当者の開催
- ◆ ホームページの開設
- ◆ 公立高等学校（全日制）一般入試における特別枠の導入（令和2年度入試から）
 - ・ 入国後の在日期間が6年以内の外国人生徒を対象に試験教科を軽減（社会、理科の代わりに作文と面接を実施）
 - ・ 一般学力検査において、問題文にルビを振る

また、今後、取組を充実させていくに当たって、下記に記載した資料が参考になるほか、多言語への対応については、ひろしま国際センターの「ひろしま外国人多言語総合相談窓口」に相談することも考えられる。

【電話による遠隔通訳】 ひろしま国際センター ひろしま外国人多言語総合相談窓口

相談専用フリーダイヤル TEL 0120-783-806（携帯電話も利用可能）

相談時間：月～金（10時～19時）、土曜日（9時30分～18時） 昼休み（午後0時～午後1時）

【対応可能言語】

英語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ネパール語

参考

- ・ 外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）文部科学省
- ・ かすたねっと（児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト）
- ・ CLARINETへようこそ（海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するサイト）
- ・ 広島県教育委員会HP 「日本語指導」帰国・外国人児童生徒等教育・日本語指導等関連サイト